

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月10日（水）午後2時00分から午後2時25分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（18人）

松本 吉充
松田 浩一郎
萩本 一浩
鞍本 敏男
有馬 日夫
笹岡 健一
矢鉾 次義
湯野 和也
木村 秀子
橋本 一郎
平野 英明
宮本 光次郎
上原 誠
本田 友治
吉永 安圭美
黒田 浩一郎
松田 林一
湯治 裕子

4. 欠席委員（1人）

内田 孝光

5. 出席推進委員（21人）

吉田 和功
本田 あゆ子
廣瀬 範明
齊藤 光幸
井戸 繁夫
益田 知明
岡崎 健治
澤野 豊美
川上 貴博
石田 雄一
西田 ちみ子
高木 淳
杉本 秀雄
瀬本 浩和
杉山 秀治
槌田 浩二
草原 光雄

宮崎 修
緒方 道弘
金水 光
宮山 卓也

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|--------------------|
| 第1 | 議案第10号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第11号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第12号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第13号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第14号 | 農用地利用集積等促進計画について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	山本 康博
係長	井上 真由美
参事	泉 正裕
主任	川口 愛可里
主任	斉藤 明日香

8. 会議の概要

事務局長	皆さん、こんにちは。 総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。 ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いいたします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いいたします。 それでは、ただいまから6月の総会を開会したいと思います。 本日は、内田委員から欠席の連絡が入っております。 本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。
議長	皆さん、こんにちは。 それでは、6月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 最初に、本日の議事録署名委員を指名します。16番 矢鉾次義委員、17番 上原誠委員をお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。今月の所有権移転申請は、贈与による取得が3件ありました。地目は、田 1, 605平方メートル、畑 217平方メートル、合計 1, 822平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。 これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長	はい。ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。 1 番、宮地。
推進委員	宮地地区担当の澤野です。申請番号 1 番を説明します。譲渡人は〇〇〇〇で、しかも〇〇ということで、営農しないので〇〇〇〇に贈与したいという案件です。周辺はいずれも田んぼです。対象となった田は、これまでも水田として利用されており、今後も水田として利用するため、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	2 番、鏡。
農業委員	鏡地区担当の吉永です。申請番号 2 番についてご説明します。6 月 6 日、本田会長と現地確認しました。また、8 日に〇〇〇〇〇〇の聞き取りを行いました。譲渡人は非農家で後継者がおられません。譲受人である〇〇〇〇には後継者がおられるため、今回の申請になりました。地区外ではありますが、地区の水路清掃や除草作業に参加し、用水路等の管理にも努められるそうです。何ら問題はないと考えますが、ご審議方よろしくをお願いします。
議長	3 番、東陽。
推進委員	東陽地区担当の宮山です。申請番号 3 番について説明いたします。5 月 27 日、黒田委員と現状確認してきました。譲渡人と譲受人は〇〇〇〇にあります。〇〇〇〇〇での譲渡ということで、譲渡しても何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。 ありませんか。 (質問、意見なし) では、異議がなければ挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 次に、議案第 11 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について議案書 2 ページのとおり付議いたします。今月の申請は 2 件で、農地転用許可の農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。なお、1 番及び 2 番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。 次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地

議長

推進委員

議長

農業委員

議長

(質問、意見なし)

(挙手全員)

事務局

今月の申請は、所有権移転が5件、賃貸借権設定が1件、使用貸借権設定が1件の合計7件です。

	農地区分及び立地基準は、議案書記載のとおりです。なお、4番及び7番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。 次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。 それでは、ご審議方よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。 1番、八千把。
農業委員	八千把担当の萩本です。中西委員が欠席のため、私が代わって申請番号1番について説明いたします。申請地は、古閑中町の〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の〇〇にあたり、現状、造成済みの農地で、ここを借り受けて△区画の宅地分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いいたします。
議長	2番、太田郷。
推進委員	太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号2番から5番まで続けて説明します。6月7日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。 申請番号2番、申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇より、〇へ約△キロ先に位置します。転用の目的は、申請地を借り受け、個人住宅を建築する計画です。周辺農地への日照、排水等に影響を及ぼすことはないと思います。 続けて申請番号3番について説明します。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇より南東へ約△△△メートル先に位置します。転用の目的は、現在使用している施設が老朽化しており、申請地に新たに選果場を建設する計画です。周辺農地への日照、排水等に影響を及ぼすことはないと思います。 続けて申請番号4番について説明します。申請地は、〇〇〇〇〇〇より〇へ約△△△メートル先に位置します。転用の目的は、申請地を自宅兼事務所の駐車場として利用する計画です。周辺農地への日照、排水等に影響を及ぼすことはないと思います。なお、無断転用でしたので、始末書が添付されています。 続けて申請番号5番について説明します。申請地は〇〇〇〇より〇へ約△△△メートル先の住宅地にあります。転用の目的は、隣接地に飲食店を開業する予定で、申請地を駐車場として利用する計画です。申請地周辺に農地は無く、何ら問題ないと思います。 以上、4つの案件につきまして、地元の担当として何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく願いします。
議長	6番、宮地。
推進委員	宮地地区担当の澤野です。6月3日に有馬委員さんと申請地を確認しました。申請地は、〇〇〇から〇〇〇〇〇〇に向かって新しく通った間もなく突き抜けてしまう道路で、〇〇〇と〇〇のあたりです。申請地の一部が道路として収用されたため、残地となった土地です。空き地は、ほぼコンクリート敷きということで、農地としての利用は難しいと思われます。既存宅地の隣接する部分の残地を買い受け、駐車

	スペースとして利用したいとの申請でした。よろしくお願いいたします。
議長	7番、千丁。
推進委員	7番について説明します。6月5日、上原委員他3名で現地を確認しました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇沿いにある〇〇〇〇〇〇〇〇〇の隣にある雑種地です。申請人は親と同居ですが、子供の成長とともに手狭になったため、実家に近くの同一校区の申請地に個人住宅を建築したいということです。道路を挟んで農地はありますが、何ら問題ないと思われます。なお、無断転用でしたので始末書が添付してあります。
議長	はい、ありがとうございました。以上の案件につきまして皆さんから何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。 (質問、意見なし) では、意義がなければ挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 なお、3番の太田郷の案件は、3,000平米を超えるため、県の諮問会議に許可相当として進達いたします。 次に、議案第13号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第13号農地法第5条業計画変更申請について、議案書6ページのとおり付議いたします。今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。 1番の案件は、令和7年1月20日付けで農地転用許可を受けた事業計画について、一時転用の許可期間内ではありますが、当初事業計画の事業遂行が困難になったため、事業内容を変更するために必要となる承認申請です。当初の事業計画により営農型太陽光発電設備の下部農地で榊を栽培していましたが、商品としての品質が悪いため、作物をキクラゲに変更するものです。変更のための必要な資力が確保されていること、周辺の事例により、適切な収量が見込まれることなどから承認は可能と判断いたしました。 それでは、ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。 1番、鏡。
推進委員	鏡地区担当の緒方です。申請番号1番について説明します。 6月6日、吉永農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から〇〇へ△△△メートルぐらいの場所で、営農型太陽光発電設備です。現在、太

議長

陽光発電設備の下部農地に榊を栽培していますが、生育状況が悪いため、栽培作物を榊からキクラゲに変更するものです。周辺の事例により、現状の日照状況でも高品質な栽培ができ、収量も期待できると考えられます。周辺の農地への影響はなく、何ら問題はないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

はい、ありがとうございました。

以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問はございませんでしょうか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

議案第14号農用地利用集積等促進計画について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第14号 農用地利用集積等促進計画について、議案書7ページから33ページのとおりに付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。

今回の案件は、賃貸借は、一括契約が31件、更新が2件、再配分が5件、所有権移転は、機構買入が6件、機構売渡が5件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりであります。また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。なお、所有権の移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。なお、この基盤強化法及び中間管理法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる、優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合には、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

議案第14号の説明につきましては、以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

それでは質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案通り決定することといたします。

本日予定の議案はすべて終了しました。
今月は、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので報告いたします。
それでは。これもちまして6月の八代市農業委員会を閉会いたします。
皆様おつかれ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和8年6月10日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員